

議事日程（第5号）

平成25年9月24日（火）午後1時30分開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 鳴原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 菅野意美子君	8 番 新関善三君	9 番 菅野正彦君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 斎藤博美君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	伊藤智樹君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	佐藤修一君	会計管理者	寺島喜美夫君
保健福祉課長	菅野浩市郎君	建設水道課長	佐藤和弘君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育次長	仲江泰宏君
生涯学習課長	丹野雅直君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐藤光正	書記	橋本文雄
--------	------	----	------

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願・陳情の審査結果報告

付託議案等の審査結果報告

議案第65号 川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例（質疑・討論・採決）

議案第66号 諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

議案第67号 川俣町税条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

議案第68号 川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

議案第69号 川俣町介護保険条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

- 議案第 7 0 号 川俣町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
(質疑・討論・採決)
- 議案第 7 1 号 平成 2 4 年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 7 2 号 平成 2 4 年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 7 3 号 平成 2 4 年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 7 4 号 平成 2 4 年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 7 5 号 平成 2 4 年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 7 6 号 平成 2 4 年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 7 7 号 平成 2 4 年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 7 8 号 平成 2 4 年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 7 9 号 平成 2 4 年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 8 0 号 平成 2 4 年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 8 1 号 平成 2 4 年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 8 2 号 平成 2 4 年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 8 3 号 平成 2 4 年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
(討論・採決)

追加日程

- 発議第 9 号 道州制導入に断固反対する意見書
- 発議第 1 0 号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水流出の徹底対策と収束宣言の撤回を求める意見書
- 発議第 1 1 号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水放流の撤回を求める意見書
- 議報告第 4 号 農業及び農村の動向並びに振興に関して講じた施策に関する報告について(平成 2 4 年度分)
- 議報告第 5 号 所管事務調査結果報告について
- 議報告第 6 号 議員研修会等の報告について

所管事務調査について
議員の派遣について

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は 16 人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午後 3 時 00 分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。

本日も気温が上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 118 条の規定により、議長において 9 番議員 菅野正彦君、10 番議員 黒沢敏雄君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 2，請願・陳情の審査結果について報告を行います。

はじめに、総務文教常任委員長、報告願います。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 9 番 菅野正彦であります。本委員会に付託された陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された陳情は、9 月 11 日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
6	要請書（新庁舎建設へ地域産木材の利活用について）	採 択	

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 陳情第 6 号「要請書（新庁舎建設へ地域産木材の利活用について）」を採決いたします。

この陳情に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第 6 号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、産業建設常任委員長報告願います。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（黒沢敏雄君） 10 番 黒沢です。産業建設常任委員会に付託されました請願の審査結果を申し上げます。

本委員会に付託された請願は、9 月 11 日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
7	町道西田・坊ノ入線の道路改良及び暮ノ内地内法定外道路の町道認定に関する請願書	採 択	
8	天神入から七曲地区の上水道配水管布設請願書	採 択	

以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 請願第7号「町道西田・坊ノ入線の道路改良及び暮ノ内地内法定外道路の町道認定に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第7号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、請願第8号「天神入から七曲地区の上水道配水管布設請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第8号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、厚生常任委員長報告願います。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（高橋道也君） 厚生常任委員会に付託された陳情の審査結果について報告いたします。

本委員会に付託された陳情は、9月11日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
5	違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書	不採択	

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 陳情第5号「違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書」を採決いたします。

本案について、厚生常任委員長の報告は不採択です。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

この陳情を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立なし)

○議長（佐藤喜三郎君） 起立は0です。

よって、陳情第5号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、付託議案等の審査結果報告を行います。

平成24年度各会計の歳入歳出決算について、平成24年度各会計決算審査特別委員長より報告願います。齋藤博美委員長。

○決算審査特別委員会委員長（齋藤博美君） 平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会審査報告いたします。

平成24年度川俣町各会計決算13件につき、9月12日から20日までの9日間の日程で、各課単位で審査を行ったが、さまざまな課題等が委員から指摘されたほか、提出書類に誤りがあったり、提出していながら内容を把握していなかったり、質問に対し、その意味を理解できず、答弁に手間取った。また、余計な答弁やあやふやな答弁があり、たびたび審査が中断した。各課ごとの主な審査概要は次のとおりである。

平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会審査日程表

日数	月 日（曜）	時 間	審 査 課 等
1	9月12日（木）	10:00～14:36	企画財政課
2	9月13日（金）	10:00～16:58	企画財政課、原子力災害対策課、産業課
3	9月14日（土）		休 会
4	9月15日（日）		休 会
5	9月16日（月）		休 会（敬老の日）
6	9月17日（火）	10:00～13:15	産業課、会計室、議会事務局 総務課、町民税務課
7	9月18日（水）	10:00～16:59	保健福祉課
8	9月19日（木）	10:00～18:40	保健福祉課、建設水道課、 こども教育課、生涯学習課
9	9月20日（金）	10:00～16:23	保健福祉課 討論、採決

「総務課」

ふくしま自治研修センターにおける職員研修を実施しているが、接遇研修等、町独自に開催できるものもある。川俣町の職員に特に必要な研修を積極的に取り組んでいただきたい

また、広報紙や行事予定カレンダー等の配布時期については、町民の目線に立ったうえで考えていただきたい。

5つの財産区特別会計のうち、財政的に運営困難と思われる財産区もある。現在、所有している財産の再確認をしたうえで、今後の対応方法を検討していただきたい。

災害弔慰金の周知、受付が2年間遅れて取り組んだが、遅れに対して町民への詳細な周知と迅速な取り組みがなく、適正に執行されなかったため、該当者は大変混乱した。また、不服審査の申請と審査方法について、委員会で指摘後ようやく取りまとめられた。

国・県の制度を理解し、町民のための事業執行は地方行政の基本であり、改めて基本の確認をするべきである。

「企画財政課」

震災関連からの復興に向けて、数多くの事業が企画され予算が編成されているが、事業執行に当たって、明確な事業方針を示し、連絡調整を密にしながら事業執行に取り組むべきものであるが、業務分担をしたまま、連携が図られていない事業が見受けられた。また、町内の人口減少の実態から、デマンドタクシーの利用状況の分析をはじめとする、様々な事業の分析を行わないと、今後の予算編成、事業執行に影響を及ぼすものであるので、各種事業の分析を行うべきである。

山木屋地区の避難者の移動状況や町内の自主避難者の動向を把握しておくのは、震災発生後、それぞれの課ごと単独に集計したものを活用して、2年以上正確に把握されていなかった。町民の所在を把握することは、行政執行上、必要不可欠のことであるので、関係各課の連携を図り、常に正確に把握しておくべきである。

復興事業費で、中心市街地活性化基本計画策定支援業務と川俣西部工業団地開発許可申請書作成業務に取り組んだが、産業課への明確な指示もないまま連携がなく任せたままになり、事業進捗状況の把握もできていない。企画財政課として、総合企画調整機能が果たされず、このような事業執行を行ったことは改めるべきである。

「原子力災害対策課」

24年度の生活圏除染は、25年度へ事業を繰り越して実施したが、除染作業の成果について、町民が閲覧できるシステムを整備しておくべきである。

教育施設の除染を実施後に、汚染具合の測定をした結果、汚染の数値が上昇したところがあるが、除染作業により汚染が悪化することはあってはならないことである。業務委託終了前に、再除染をするよう改めるべきである。

24年度の成果を参考に、25年度は住民の立場に立った除染作業への対応に全力を傾注して欲しい。

「町民税務課」

決算は適正に処理された。

「保健福祉課」

23年に発生した災害において、災害弱者と言われる人々への対応が課題となったが、24年度において、防災計画に反映されていない。災害はいつ発生するか分からないので、早急な対応が必要である。

原発災害では、全町民が心身に大きなダメージを受けた。その調査を県が行っているが、その結果を反映した施策に取り組まれている。このことは、県との連携がなされていないばかりか、庁内の連携もなく、更に健康対策が取られていなかった。

また、自主避難者や転出者に対して、県民健康調査やフィルムバッジ等のデータ管理の継続が必要であるほか、こども医療制度や各種検診の周知が十分になされているとは言い難い。町民に寄り添った行政執行に取り組むことを強く望むものである。当局は、十分な反省のもと、町民のための健康施策に取り組んでほしい。

70歳到達者の人間ドッグ受診においては、医療機関における十分な検査体制と予算を確保しなかったが、予防事業においては、万全の態勢で臨まなければならないとともに、希望者には、早急な受診の機会を提供するべきである。

国民健康保険証の短期被保険者証や資格証明書の発行及び介護保険事業、後期高齢者医療制度の情報周知など、生活困窮者や弱者と言われる方々へ福祉行政の模範となる対応をするべきである。特に、業務委託している地域包括支援センターの事業や社会福祉協議会に委託している事業等に対し、事業実施に当たって、町の方針を明確に伝え、実施状況の分析をしながら成果の上がるよう、絶えず連携を図らなければならない。

「産業課」

24年度において、川俣町は農地所有者に業務を委託するという、画期的な農地除染を行ったが、農地の除染効果が上がったばかりか、農家の所得も上がった。この成果の評価を記録として残しておくべきである。

「建設水道課」

決算は適正に執行されていたが、降雪期において、旧町内は降雪後、すぐ除雪を行わないが、改善方法を検討願いたい。

「こども教育課」

放射線の影響による健康問題は重要であり、安全の確認のみならず、子どもの健康に配慮し、保護者も子どもも安心できる教育行政をより一層進めてもらいたい。

奨学資金特別会計については、貸付金額の見直しや学力優秀者への顕彰制度についても検討していただきたい。

「生涯学習課」

中央公民館を役場の仮庁舎として利用しているため研修室が少なく、特に高齢者に不便を来しているため、仮設の会議室の増設をするべきである。

また、中央公民館の利用者のために、配置図や催し物、案内等、利用者の便を考

えるとともに、環境の美化と整備に努めるべきである。

地区公民館の利用人数の割に、主催事業の参加者が少ない。少子高齢化社会においては、ソフト事業にもっと予算を計上するべきである。

また、町内の社会教育施設には、建設後の時間経過から早めの修繕をすれば、施設が長期間の利用に耐えられるとともに、利用者も安全に快適に利用することができるものである。したがって、社会教育施設の修繕計画を定めるべきである。

「会計室」

決算は、適正に処理された。

「議会事務局」

決算は、適正に処理された。

ただし、先の本議会において、「農業及び農村の動向並びに振興に関して講じた施策に関する報告」や「大震災及び原発災害の被害状況の取りまとめ」は、9月議会に提出すると期限を定めて書類の提出を申し出たが、依然として提出されていない。約束を反故にすることは議会の権威を失墜することであり、強く申し出るとともに、期限通りの提出を町長に要請するべきである。

《まとめ》

平成24年度の各会計の決算においては、災害からの復旧復興関連事業に取り組んだが、予算化した事業の所管課で執行していないところがあったり、調整されないまま執行し、成果の上がらない事業で終わり、23年度の反省を顧みたとはいえない。

また、県や国との連絡調整は重要ではあるが、町としての計画、方針を踏まえたうえで、町の意向に沿うような調整を図る必要がある。当局は、町民に寄り添った行政の信念を持ち、基礎的自治体としての責務を果たしてほしい。

空前の大震災に対処した職員の努力は並々ならぬものであり、復旧復興に向けて当局は、円滑な事務執行のため、職員の指導について更に取り組んで欲しい。また、その震災の取り組み実績については、報告書の作成のみならず、しっかり分析のうえ、各決算の成果の概要においても、整理して記録にとどめるべきである。

以上のとおり、事務の執行には根本的総合調整の課題が見受けられたが、会計上の執行は問題がないため、各会計の決算は認定するべきであると決定した。

平成25年9月24日

平成24年度川俣町各会計決算審査特別委員会

以上であります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4、議案第65号「川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2点ほど質問させていただきますが、この条例によって固定資

産税が減免されるわけでありますけれども、これらの減免される対象業種についてはどのようなになっているのかというのが1点目であります。

それから2つ目は、これら条例が制定された後の関係者への周知徹底については、どのような方法でなさるのかお聞きをします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） ご質問にお答えいたします。

まず、対象業種ということでございますが、避難解除等区域復興再生推進事業は、福島復興特別再生措置法施行規則第3条、各号に掲げる事業ということでございまして、3条、各号というのは、1号から4号までございます。まず、1号でございしますが、相当数の避難解除区域の住民等継続して雇用する事業。業種としては製造業、情報通信業、運輸業、郵便業等でございます。2号といたしましては、先導的な施策にかかる事業、地域資源を活用した事業等、避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業ということでございまして、業種といたしましては、農業、林業、漁業、工業、採石業、再利・採取業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、卸売業、小売業、学術研究・専門・技術・サービス業、宿泊業、飲食サービス業等でございます。次、3号でございしますが、避難解除区域の住民等が日常生活を営むうえで、必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業ということでございまして、業種といたしましては、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物質賃貸業、専門技術サービス業(学術研究を除く)、飲食サービス業、生活関連サービス業、教育学習支援業、医療・福祉複合サービス業、その他に分類されないサービス業等となってございます。4号につきましては、原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業ということでございまして、業種といたしましては、農業を除く林業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、卸売業、小売業、専門技術サービス業、複合サービス業、サービス業等となってございます。

次に、関係者の周知についてということでございますが、これについては、広報、また、償却資産の申告書の送付というのがございますが、その際にも通知等の中に入れ込みたいと思っております。と、その他については、ただいま検討しております。以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） その際ですね、いろんなほとんどの業種が該当するということなんですけれども、要はその業種は該当するんだけど、どんな事業やるかということについては、認定が必要だということですよ。その認定の手続きについては、どのような方法になるのかということと、それらについて結局農家の方というのはあまりそういうことピンとこないと思うんですよ、いくら広報紙に載せても。例えば戻って農業やるのにトラクターを買うとかね、いろんなことあると思うんですけど、それも償却資産だからたぶんこれの対象になると思うんです、事業の認定を受ければ。じゃ、その事業の認定を受けるには、どんな方法があるのかということと、

それについての周知徹底も町のほうですかのということと、じゃ、その相談は、原子力災害対策課の住民支援係が窓口になるのか、町民税務課さんが窓口になって、指導するのか。あるいは産業課さんが窓口になって指導するのか、この2点についてお聞かせください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） ご質問にお答えいたします。

事業の認定の手続きということでございますが、こちら県のほうへの手続きというふうなことになります。担当のほうは、復興総合計画課のほうになりますので、そちらの方へ認定の手続き、あるいは既存の事業者であれば確認の手続きというふうなことになりますが、そちらのほうで行うようになります。また、そちらのほうの詳しい周知というふうなことにつきましては、今後、検討してまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

町の窓口といたしましては、総合的な案内の窓口は、産業課になるかと思います。現在、提案しております減免条例の減免の部分につきましては、町民税務課が担当になります。以上でございます。

また、被災の方の問い合わせ等、原災課では問い合わせには答えられるというふうな態勢を取りたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 前もグループ補助金のときも私いろいろ質問しているんですけど、町長ね、書くのはいいから聞いてもらいたいんだけど、要は条例決めてですよ、今の課長の話だと、事業の認定は産業課だ、減免の話は町民税務課だと、まあもちろんそれはそれで当たり前のことなんですけど、じゃ、その一番は、減免の申請は、要は事業の認定があって初めてできるわけですよ、町長ね。そうすると、事業申請のやり方について、町職員が熟知をして指導してやらないと、実際は減免にならないですよ、これ町長。ですから、その事業の申請の窓口、ここが一番重要なんですよね。結果として減免申請できるというだけですから、固定資産税は。だから、その窓口を今の話だと産業課を考えているという保健福祉課長の話なんですけど、要は今の商工労政係というのかね、商工観光係というのかどっちだかちょっと忘れちゃったけど、商工係においてはね、さっき決算の特別委員長も報告したとおり、中心市街地活性化基本計画は作れと言われているね、西部工業団地の開発許可の申請もしろと言われていると。そこさ今度事業認定のこの手続きの仕事をしなさいと、窓口案内しなさい、あるいは県との連絡調整をして計画書を作る、資料を作る、そういうものも業者さんと打ち合わせをしてやりなさいということになると大変な事業というか事務量になるんだろうと思うんですね。そういったことで、本当にその事業認定の手続きについて熟知している、本当に相談にのれる、県とのパイプ役になれる職員は、間違いなく産業課の商工係でやっていると。今の話だと原子力災害対策課でも分かるようにすると言うんだけど、あんまりこれは意味ないと思うんですね、私ははっきり言って。結局そうやってきているから川俣町はばらばらで、どこに

行っても中途半端な回答にしかないということになっちゃうわけですから、本当に県と最終的に今、課長が言った県の復興総合計画課と言うの、こことパイプを取って山木屋の方々が事業認定を受けたいと言ったときに、間違いなくつないでくれる、指導してくれる、相談に乗ってくれる窓口というのをきちっとこれ施行は、公布の日から施行するということですから、公布の日から施行する態勢、町長どのようにお取りになるのか、最後お伺いしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今回のこの税条例の改正であります、減免の対象になる事業については、今、課長のほうから答弁を申し上げたとおりでありますので、その窓口につきましては、多くは製造業で対象が多いわけありますので、産業課のほうで農業も含めて、これは総合的な窓口でやっていくということでこれは進めてまいる考えであります。また、ご指摘のとおり、あちこち回さないでやることが大事だと思いますので、これは産業のほうの態勢をしっかりと取ってですね、これは県のほうの関係が直接かわってくるわけありますから、窓口を産業課として、また、県のほうとも連携をとって、そして、町内の各事業者の皆さん方にもこの周知を図って遺漏のないように該当する方、また、希望する方についてですね、遅れることのないように対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5、議案第66号「諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 6 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第 6, 議案第 6 7 号「川俣町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第 6 7 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第 7, 議案第 6 8 号「川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第 6 8 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第 8, 議案第 6 9 号「川俣町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第9、議案第70号「川俣町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第10、議案第71号「平成24年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第11、議案第72号「平成24年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第12, 議案第73号「平成24年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第13, 議案第74号「平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第14, 議案第75号「平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第15，議案第76号「平成24年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第16，議案第77号「平成24年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第17，議案第78号「平成24年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第18，議案第79号「平成24年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第19，議案第80号「平成24年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第20，議案第81号「平成24年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第21，議案第82号「平成24年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第22，議案第83号「平成24年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、議事日程の追加についておはかりいたします。

発議3件、議報告3件、その他2件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがいまして、発議3件、議報告3件、その他2件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第1，発議第9号「道州制導入に断固反対する意見書」を議題といたします。

局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○9番（菅野正彦君） 9番 菅野正彦であります。

道州制導入に断固反対する意見書

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が、「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請して

きたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源溜養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々川俣町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月24日

衆議院議長 伊吹文明 様
参議院議長 平田健二 様
内閣総理大臣 安倍晋三 様
内閣官房長官 菅 義偉 様
総務大臣 新藤義孝 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。



○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第2，発議第10号「東京電力福島第一原子力発電所における汚染水流出の徹底対策と収束宣言の撤回を求める意見書」を議題といたします。

局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○9番（菅野正彦君） 9番 菅野正彦です。

東京電力福島第一原子力発電所における汚染水流出の徹底対策と収束宣言の撤回を求める意見書を朗読をもって説明いたします。

東京電力はこれまで、汚染水の海への流出を「判断できないとしてきたが、7月22日、福島第一原子力発電所で放射性物質を含む地下水が海に流出していることを初めて認めた。地下水の汚染が発覚して以来、東京電力は凍土壁による汚染水の海への流出対策など講じ、地下水が原子炉建屋及びタービン建屋以前で防ぐため、地下水バイパス工事を施し汚染される前の地下水を海に流す計画を提示してきたが、今度は敷地内に貯蔵しである簡易タンクから汚染水漏洩の事実が次々と発覚し、漁業関係者は試験操業の中止に追い込まれている。

事故から2年半が経過するが、毎日1,000トンもの地下水流出は続き、放射性物質による海洋汚染は一層深刻さを増している。

このような事態を受け、本県漁業関係者のみならず旧避難区域や本町住民に大きな不安と恐怖に陥れていることは甚だ遺憾であり、憤りを感じざるを得ない。今回の汚染水の海への流出及び判断の遅れを含め、これまで東京電力が繰り返し行ってきたトラブルへの場当たり的な対応や情報公開の遅れなど、反省の色が全く見られないばかりか、原子力発電所事故の当事者としての誠意と責任が感じられず、本町民の東京電力への不信感は増すばかりであり、今後、東京電力が自らの自助努力によって信頼を回復し、不安を払拭することは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、政府においては、汚染水対策を国際公約した以上、東京電力福島第一原子力発電所における事故収束に向けた取り組みについて、政府自ら先頭に立って現場を指揮することとし、全てのデータを政府において把握・管理・評価し、併せて収束宣言を撤回して危機管理を政府が直轄するよう強く求めここに意見書を提出する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年9月24日

内閣総理大臣 安倍晋三 様

経済産業大臣 茂木敏充 様

復興大臣 根本 匠 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第3，発議第11号「東京電力福島第一原子力発電所における汚染水放流の撤回を求める意見書」を議題といたします。

局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○9番（菅野正彦君） 9番 菅野正彦であります。

東京電力福島第一原子力発電所における汚染水放流の撤回を求める意見書
朗読をもって説明いたします。

東京電力はこれまで汚染水の海への流出を「判断できないとしてきたが、7月22日、福島第一原子力発電所で放射性物質を含む地下水が海に流出していることを初めて認めた。地下水の汚染が発覚して以来、東京電力は凍土壁による汚染水の海への流出対策など講じ、地下水が原子炉建屋及びタービン建屋以前で防ぐため、地下水バイパス工事を施し汚染される前の地下水を海に流す計画を提示してきたが、今度は敷地内に貯蔵してある簡易タンクから汚染水漏洩の事実が次々と発覚し、漁業関係者は試験操業の中止に追い込まれている。

事故から2年半が経過するが、毎日1,000トンもの地下水流出は続き、放射性物質による海洋汚染は一層深刻さを増している。

このような事態を受け、本県漁業関係者のみならず旧避難区域や本町住民に大きな不安と恐怖に陥れていることは甚だ遺憾であり、憤りを感じざるを得ない。今回の汚染水の海への流出及び判断の遅れを含め、これまで東京電力が繰り返し行ってきたトラブルへの場当たり的な対応や情報公開の遅れなど、反省の色が全く見られないばかりか、原子力発電所事故の当事者としての誠意と責任が感じられず、本町民の東京電力への不信感は増すばかりであり、今後、東京電力が自らの自助努力によって信頼を回復し、不安を払拭することは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、政府において汚染水対策を国際公約した以上、東京電力福島第一原子力発電所における事故収束に向けた取り組みについて、貴委員会による危機管理の指導と汚染水放流の撤回を強く求め、ここに意見書を提出する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年9月24日

原子力規制委員会委員長 田中俊一様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第4，議報告第4号「農業及び農村の動向並びに振興に関して講じた施策に関する報告について（平成24年度分）」について、報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第5，議報告第5号「所管事務調査結果報告について」、各常任委員長から報告を受けます。局長、朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） はじめに、産業建設常任委員長報告願います。

黒沢敏雄君。

○産業建設常任委員長（黒沢敏雄君） 10番 黒沢です。

産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成25年9月24日

産業建設常任委員会委員長 黒沢敏雄

記

1. 調査事項・方法

(1) 青森県上北郡六ヶ所村を訪問し、六ヶ所村の放射性物質に対する住民対策

及び環境放射線の監視体制について説明を受け、研修を行った。

(2) 青森県上北郡六ヶ所村にある日本原燃(株)を訪問し、日本原燃(株)の放射性廃棄物処理施設及び処理方法について説明を受け、研修を行った。

(3) 秋田県山本郡三種町にある(株)エムウィンズを訪問し、風力発電施設設置申請手続きや建設費等について説明を受け、研修を行った。

2. 調査期日

平成25年8月19日(月)から21日(水)までの3日間

3. 調査参加者

産業建設常任委員会 5名

産業課 1名

議会事務局 1名

計 7名

4. 調査結果及び報告については、記載のとおりであります。

以上、報告といたします。

○議長(佐藤喜三郎君) 次に、厚生常任委員長報告願います。

高橋道也君。

○厚生常任委員長(高橋道也君) 厚生常任委員会所管事務調査報告

本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成25年9月24日

厚生常任委員会委員長 高橋道也

記

1. 調査事項・方法

(1) 北海道南幌町を訪問し、「安心キット配布事業」、「配食サービス事業」、「らくらく移送サービス事業」の概要について説明を受け研修を行った。

(2) 北海道白老町を訪問し、らくらくホンを活用した「高齢者見守り・生活支援システム事業」の概要について説明を受け研修を行った。

2. 調査期日

平成25年8月20日(火)から22日(木)までの3日間

3. 調査参加者

厚生常任委員会 5名

保健福祉課 1名

議会事務局 1名

計 7名

4. 調査結果及び報告は、記載のとおりでございます。

以上、報告とします。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 追加日程第6, 議報告第6号「議員研修会等の報告について」、報告を受けます。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） はじめに、総務文教常任委員長報告願います。

菅野正彦君。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 9番 菅野正彦です。

第8回伊達郡町議会議員大会報告を朗読をもって報告いたします。

このことについて、下記のとおり議員大会に出席したので報告する。

平成25年9月24日

総務文教常任委員会委員長 菅野正彦

記

1. 目 的 豊かでゆとりある地域社会の実現をめざすとともに、地方議会の一層の活性化を図り、地域の発展と住民福祉の向上に努めることを目的とする。
2. 場 所 J A伊達みらい桑折総合支店
3. 日 時 平成25年7月25日（木）
4. 出席議員 16名
5. 研修会の内容については、記載のとおりです。

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、議会だより編集委員会委員長報告願います。

斎藤博美君。

○議会だより編集委員会委員長（斎藤博美君） 議会だより編集委員会視察研修報告

このことについて、下記のとおり視察研修を行ったので、報告する。

平成25年9月24日

議会だより編集委員会委員長 斎藤博美

記

1. 目 的 議会広報の編集、作成の研修
2. 場 所 宮城県七ヶ浜町 岩手県雫石町
3. 日 時 平成25年6月27日（木）から28日（金）の2日間
4. 出席議員 5名
5. 研修会の内容は、下記のとおりであります。以下、省略します。

第78回町村議会広報研修会報告書

このことについて、下記のとおり広報研修会に出席したので報告する。

平成25年9月24日

議会だより編集委員会委員長 斎藤博美

記

1. 目 的 議会広報の編集、作成の研修により、議会広報の向上、発展に資すること
2. 場 所 東京都千代田区・シェーンバッハ砂防
3. 日 時 平成25年7月29日（月）から30日（火）の2日間

4. 出席議員 5名

5. 研修会の内容は、下記のとおりであります。

平成25年度町村議会広報研修会

このことについて、下記のとおり広報研修会に出席したので報告する。

平成25年9月24日

議会だより編集委員会委員長 齋藤博美

記

1. 目的 議会広報の編集、作成の研修

2. 場所 郡山市 ビッグパレットふくしま

3. 日時 平成25年7月1日（月）

4. 出席議員 5名

5. 研修会の内容は、以下のとおりでございます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第7，所管事務調査について、議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書について朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま局長が朗読のとおり、総務文教常任委員長、議会運営委員長から所管事務調査を実施したい旨の通知がありました。

おはかりいたします。

所管事務調査については、ただいま各委員長から通知がありましたとおり、実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、所管事務調査については、ただいま各委員長から報告がありましたとおり、実施することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第8，議員の派遣について、議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙議報告書により朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） おはかりいたします。

ただいま朗読のとおり参加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読のとおり、参加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会期20日間にわたり慎重に審議いただき、誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

これをもちまして平成２５年第５回川俣町議会定例会を閉会いたします。ご苦労
さまでした。

(午後４時１５分)

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

- 議報告第 3 号 例月出納検査等の結果報告について
- 報告第 5 号 寄附採納報告
- 報告第 6 号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について
平成 24 年度川俣町各会計決算審査特別委員会設置について
- 議案第 64 号 動産の取得について
- 議案第 65 号 川俣町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例
- 議案第 66 号 諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 67 号 川俣町税条例の一部を改正する条例
- 議案第 68 号 川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 69 号 川俣町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 70 号 川俣町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 71 号 平成 24 年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72 号 平成 24 年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73 号 平成 24 年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74 号 平成 24 年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75 号 平成 24 年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 76 号 平成 24 年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77 号 平成 24 年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 78 号 平成 24 年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 79 号 平成 24 年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 80 号 平成 24 年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 81 号 平成 24 年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 82 号 平成 24 年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 83 号 平成 24 年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 84 号 平成 25 年度川俣町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 85 号 平成 25 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 86 号 平成 25 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 87 号 平成 25 年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 88 号 川俣町個人情報保護審査会委員の任命について
- 議案第 89 号 教育委員会委員の任命について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 発議第 9 号 道州制導入に断固反対する意見書
- 発議第 10 号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水流出の徹底対策と収束宣言の撤回を求める意見書

- 発議第 11 号 東京得電力福島第一原子力発電所における汚染水放流の撤回を求める
意見書
- 議報告第 4 号 農業及び農村の動向並びに振興に関して講じた施策に関する報告につ
いて（平成 24 年度分）
- 議報告第 5 号 所管事務調査結果報告について
- 議報告第 6 号 議員研修会等の報告について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 菅 野 正 彦

同 署名議員 黒 沢 敏 雄